

《注意》記入に当たっては、必ず『様式』の記載方法についてを確認してください。

Aコード 記入例		食品等輸入届出書	
厚生労働大臣 殿		輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)	
(1) 届出受付番号	※1 記入しない。	(2) 氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 大阪 検太郎
(3) 届出種別	事前 一般 計画輸入	住所	大阪府大阪市港区四丁目10番3号 (電話番号) 06-6571-3522
(4) 輸入者コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	(6) 輸入食品衛生	
(5) 生産国コード	●●【国名】		
(7) 製造者名、住所・コード			
(8) 製造所名、住所・コード	●●99999999 (BST No.〇〇)△△△△CO.,LTD. 987-10, XXX XXXXX, ●●	食肉*のみ記入	
(9) 輸出者名、住所・コード	●●ZZZZ9999 △△△△CO.,LTD. 123-45, XXXX XXXX, ●●	製造者・製造所(B)コード	
(10) 包装者名、住所・コード	●●ZZZW9999 (BST No.〇〇)□□□□CO.,LTD. 456-78, XXX XXXXX, ●●		
(11) 積込港コード	●●ABC 【地域名英名】	(12) 積込年月日	2022年 2月 14日
(13) 積卸港コード	AAA 【港、空港名】	(14) 到着年月日	2022年 2月 20日
(15) 保管倉庫コード	4ABC1 【倉庫名】 大阪市〇〇区△△1-2-3	(16) 搬入年月日	2022年 2月 21日
(17) 貨物の記号及び番号	N/M B/L NO. 123ABC4567890	(18) 届出年月日	2022年 2月 22日
(18) 船舶又は航空機の名称又は便名	【船名、航空機名】	(20) 事故の有無及びある場合その概要	無・有
(21) 提出者コード		(22) 提出者コード	
1 (2) 貨物の別	食品 添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(32) 衛生証明書番号	1 1 1 2 2 3 3 4 4 5
(23) 継続の別	初回(F) 継続(C) 更新(L)	(34) 貨物が加工食品	
(24) 品目コード	A301016	である場合は原材料・コード	
(25) 品名	冷凍牛肉	貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	
(26) 積込数量・コード	850 CT	(35) 貨物が添加物を含む	※2
(27) 積込重量	10,000.00 kg	食品の場合は当該添加物の品名・コード	※2
(28) 用途・コード	2 製造原料用	貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード(いずれの場合も業者の目的で使用されるものを除く)	
(29) 包装種類・コード	KPE ポリエチレン		
(30) 登録番号1			
(31) 登録番号2			
(32) 登録番号3			
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工会社コード			
(37) 備考	商品名等	届出済印※1	記入しない

生産地を記入します。併せてコードも記入します。

「食肉」の場合のみ記入してください。と殺までの場合はと殺場、分割・細切を行った場合はその工場の名称・住所を英数字で記入します。製造所名の前に輸出国政府が発行した衛生証明書に記載されている処理場(と殺までの場合はと殺場、分割・細切を行った場合はその工場)の施設番号を記入してください。使用するコードがコード集(「製造者・製造所(B)コード」)にない場合は、「●●999999(●●は国コード)」と記入します。

輸出者の名称・住所を英数字で記入します。使用するコードがコード集(輸出者コード)にない場合は、「●●ZZ9999(●●は国コード)」と記入します。

包装者の名称・住所を英数字で記入します。使用するコードがコード集(包装者コード)にない場合は、「●●ZZW999(●●は国コード)」と記入します。
※食肉の場合のみ、包装者名の前に輸出国政府が発行した衛生証明書に記載されている包装者の施設番号を記入してください。

商品名ではなくそのものが何であるか判断できる一般名称の記入します。※商品名は備考欄へ記入してください。内臓の場合は、内臓の名称を記入してください。

☆食肉、食肉製品、乳及び乳製品(食品衛生法第10条第2項に規定するもの*)の場合、その衛生証明書番号を記入し、輸出国政府が発行した衛生証明書に記載されている衛生証明書番号を記入します。記載しきれない場合は備考欄に「衛生証明書番号:〇〇〇〇〇」(〇〇〇〇〇は記載されている衛生証明書番号)と記入してください。

*食品衛生法第10条第2項により、獣畜の肉、乳及び臓器並びに家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、衛生事項を記載した証明書又はその写しを添付しなければ、食品としての販売の目的で輸入してはならないとされています。

※黄色の部分はNACCS揭示板 業務コード集を確認し記入をしてください。
https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/fains-code.html